

# 平成28年度 第1回台東区景観審議会

日時：平成29年3月24日（金）

15：00～16：19

場所：台東区役所10階 1002会議室

午後3時00分 開会

## 1 開 会

## 2 委員の紹介

## 3 景観審議会会長挨拶

## 4 出席状況及び定足数の報告

定数10名のうち、10名の出席。

## 5 傍聴願いの確認

## 6 議 事

### (1) 景観重要建造物・景観重要樹木の指定について

会長 初めに、(1) 景観重要建造物・景観重要樹木の指定について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、私のほうから御説明させていただきます。

景観重要建造物及び景観重要樹木につきましては、前回のこの会におきまして候補を挙げさせていただいております。その候補につきまして、今年度、所有者の意向調査を図った結果を資料1-1、1-2につけております。

まず、資料1-1をごらんいただきたいと存じます。こちらは景観重要建造物の指定候補リストと意向確認の結果でございます。

景観重要建造物につきましては、国の登録有形文化財の15件と都指定文化財の3件、合わせて18件を候補としてリストアップいたしておりました。そのうち、右側の「意向確認」というところで「確認中」と書いてございます4件を除く14件につきましては同意をいただいておりますので、来年度、これにつきましては指定に向けた手続を進めてまいりたいと考えております。

なお、確認中につきましては、同意するか否かについてはもう少し待ってくれというようなお話を個別に伺っておりますので、確認がとれたところにつきましては、今回の同意と同じように指定に向けた手続を進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、資料1-2をごらんいただきたいと存じます。

こちらは景観重要樹木の指定候補リストでございます。台東区の保護樹木のうち、外から容易に眺望できる樹木ということで、17の樹木を候補に挙げてございます。そのうち、意向調査に際しまして、再度、保護樹木の指定について環境課のほうに確認いたしましたところ、そのリストにございます2番と10番、13番、15番につきましては、保護樹木の指定は解除されているということで、候補から除外しております。残ったうちの3番と11番につきましては、所有者の同意が得られなかったということで、今回の指定から排除したいと考えております。つきましては、候補リストの中から指定に向けて手続を行う樹木につきましては、残る11件で進めたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見などがありましたら、お願いいたします。

委員 今、前回の議事録をざっと読みながら、また繰り返になってしまうと思うのですが、前回の仕切りの中では、この建築にしても樹木にしても、これで終わりではなくて、これからふやしていくという方向性について、私も何点か、具体的な建物名も挙げてお話をさせていただいたと思うのですが、その点についてはどういう取り扱いになっているのでしたっけ。

事務局 今年度につきましては、今回資料で挙げております候補についての意向確認ということで、まずは最初の景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に向けた作業をしておりました。来年度からは、これに新たに加えるものの候補をふやすための作業として、また景観資源のほうの作業を進めていくというふうに答えつつもおります。そういった、またさらに景観重要建造物をふやしていくこともあるのですが、条例に基づく景観資源を掘り起こす作業をやっていきたいと考えてございます。

委員 景観資源というリストがそれなりにあって、その中からさらに景観重要指定をしているということでしたよね。

事務局 条例に基づく景観形成資源をふやしていくということをまずやっていきたいということです。

委員 資源があって、その中からさらに、今回のように、今回ですと建物18ですけども、その資源の中からピックアップして指定していくという段取りでしたっけ。

事務局 そのように考えております。

委員 ということは、資源もしくは資源候補を、例えば建物でいったら、今年度は18件。意向調査をした上で若干減るかもわかりませんが、来年度もまた20件ずつぐらいピックアップしていった指定していくというような流れになっていくのですか。

事務局 そのところはまだ方針を決めてございません。いきなり景観重要建造物、景観重要樹木をふやしていくというよりも、先ほど申し上げました、まず景観形成資源のほうをもう少し、指定した後の制限が緩いほうで景観資源をふやしていきたいと考えてございます。

委員 わかりました。

ちょっと繰り返しになりますが、前回と同様になってしまうのですが、例えば、区が所有している建物ですね、朝倉彫塑館ですとか奏楽堂、そういったものは今回指定候補のリストには入っていないと。さらには、取り壊しのピンチになっている復興小学校、そういったものも景観の視点からきちっとやってほしいというようなことがございますので、その点も一応発言させていただきます。

あと、樹木についても、前回も申し上げたのですが、今現在それなりの景観を有しているというのがあるのですが、台東区の中には非常に有名な樹木の2代目、3代目というのがある、例えば、蔵前橋の横にある首尾の松ですとか、吉原大門にあります見返り柳ですとか、御行の松なんかもそうですね。ああいった、それなりに樹木としてきちっと古くから名前の通っているような樹木も、今現在は、もともとあったものが枯れてしまって2代目、3代目の樹木になっているのですが、景観という点では、かつて浮世絵に描かれていたりとか、古い絵に描かれていたりとかというものもあるので、そういったものもひとつ指定をしていくような道筋をつくっていただきたいなということです。

もう1点は、前回も申し上げましたけれども、浅草寺の御神木のオオイチョウですね。あれもかつては天然記念物に指定されていたのですが、空襲による焼失で天然記念物を解除されてしまった、そんな歴史があるのですが、今現在もあのエリアでは非常に親しまれている樹木ですので、保護樹木に指定されているものだけからピックアップするのではなくて、もう少し広い視点で樹木に関してはやっていただきたいと思えますし、あとは、行政とか公的な土地に生えている樹木はほとんど保護樹木には指定されていないのですが、逆に、景観という視点からは、そういったものもチャンスがあれば指定していく方向も、どこかで道筋を考えていただきたいなと思えますので、その辺をひとつ今後御考慮いただきたいなということです。

委員 景観重要建造物の指定のほうのリストの中で、意向確認が「確認中」が4件あるのですけれども、それぞれ検討していただいている中で、さまざますぐ同意できない理由はあるかと思えますけれども、今後、この「確認中」の4件に対して、同意していただける具体的な方策というのはあるのでしょうか。

事務局 お答えいたします。現状、お一人お一人のところにお伺いいたしまして、制度

の御説明と、御了解いただきたいということで御説明したのですけれども、その中で、特段大きな制限がかかるわけではないのですけれども、制限がかかる割に見返りというかメリットという部分が余り感じられないので、どうしよかなみたいな形の。既に国の登録有形文化財に指定されている案件がほとんどですので、基本的にはそれ以上の制限もかかりませんし、問題ないとは思われるのですが、その辺のところでは即答がいただけなかったということですので、引き続き協力の要請はしていきたいと思っております。

委員 要するに、見返りというか、維持していくためには大変な、さまざまあると思うのです。景観を維持していただくための具体的なとか、支援的なものというのは、まだ区のほうではお考えは余りないのでしょうか。

事務局 今現在は予定してございません。

委員 やっぱり維持管理していくって大変なことなので、今後はさまざま検討していただけるといいかと、ちょっと思いました。以上です。

会長 ほかにありますか。

初めての委員の方もおられるので、やっぱり写真をつけておいていただいたほうがよかったと思うのです。前はあったような気がする。そうしないと判断できない。

委員 そうですね。特に木のほうは。

会長 では、よろしいでしょうか。 はい。

## (2) 第1回台東区景観まちづくり賞の実施について

会長 それでは次に、(2) 第1回台東区景観まちづくり賞の実施について、事務局から説明をお願いします。

事務局 今年度、第1回台東区景観まちづくり賞を実施いたしましたので、その結果について御報告いたします。

資料2-1をごらんください。こちらは募集要項でございますが、この募集要項に従いまして、9月16日に募集の周知の開始をさせていただきます。募集の締め切りが10月31日ということで、それまでに、建築部門で21件、活動部門で4件の応募がございました。これにつきまして、一次審査を全部の応募建築物、応募活動につきまして実施しまして、1月19日に現地確認を行って、二次審査をさせていただきます。

その結果、建築物で、資料2-2にございます建築物が3件、活動部門につきましては応募が4件で、当初はそこから3件程度の入賞と考えていたところですが、4件につきまして、その中で甲乙つけがたいということで、4件全て受賞というふうになった結果でございます。

こちらにつきましては、2月20日に区長の表彰式を実施してございます。現在、今週の月曜日から本日まで、この庁舎の1階でこれらの受賞建築物、受賞活動の展示を行ってございます。また、同じものを4月24日～5月8日にかけて生涯学習センターの1階で展示する予定でございます。

御説明は以上でございます。

会長 ただいまの御説明について御意見、御質問などがありましたら、いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

選定委員をやられた芝本委員、何かありますか。

委員 特にございません。皆さんで悩んで決めた結果でしたので、皆さんの合意のもとに選ばれたということを感じておりますので、特にこれに対しては.....。

そのときにちょっと申し上げたのは、改修の扱いをどうしようかということのをちょっと申し上げましたけれども、要項を読むと、何となく、建築は新築と見えて、改修は活動というふうに見えるのですけれども、そうではないという説明を伺いました。ですから、今後、新築と改修が全く同じ土俵だと、もしかしたら新築がかわいそうかなというような感じも個人的にはしました。

会長 それについて、事務局、方針は少しありますか。

事務局 今回そういった御意見をいただきまして、今の要項の中で、建築部門の中で、新築、それからいわゆる改修を分けてございませんので、改修についても、5年以内というものの改修で、募集の中で広く募集するようにして、その中で改修または新築ということで賞をとるようにならざることを考えてございます。

会長 審査委員の委員、何かありますか。

委員 私も同じ点で、今回、HAGISOさんとギャラリー・エフさんが、ある意味リノベーションを生かした活動の部分なのですが、両方に分かれてしまっているのと、あとは、きちっと改修、リノベーションのほうも位置づけをして募集をしたら、そういった方面からももう少し集まったのかなという思いもしていますので、やはり景観という視点からすると、今、台東区の中で、本当に古民家ですとか、これは全国的ですかね、そういったものを改修して店舗にしたり、いろいろなものに活用したりというのが結構ありますので、小島とかあっちのほうで、看板建築をリノベーションして、いろいろお店とか住まいにしたりというの、非常に景観的にはおもしろい取り組みかなと思っていますので、そういうところにぜひ光を当てるようなまちづくり賞にしていきたいなと思いますので、その点はぜひとも次回からしっかりと位置づけをしていただきたいなということを要望しておきます。

会長 私も審査員をしたのですけれども、この後に景観の関係者の色彩の専門家から、黒っぽいのが2つも選ばれている、これは指導している色の範囲を超えていて、こういう例を余り選ばれると非常に指導上困るといような意見が個人的にありました。でも、私は、全体的に景観を評価しているので、色が外れているからだめとは言い切れないのではないかとっておきましたが、その辺どうでしょうか。

委員 基本的には、色は自由ですから。きょうも、基本的にはガイドラインをつくるから、ガイドラインをつくと、やっぱり行政としては、そのガイドラインの枠の中で、できるだけ建築なり景観なりの色を決めてほしい。そのためにガイドラインをつくるわけですよ。

ただ、1つは、魅力的な景観というのは、そういうことをベースにしながらも、やはり建築の特性あるいは人とのかかわり方で、これはこういうほうがいいという物語みたいなものをつくりまして、こういうほうがいいんじゃないのとか。

スタンダードは、基本的には最低限度の、色の景観色としてはこの辺のレベルで考えたほうがいいですよという、要するに1つの基本ですから、基本の上に景観なり建築なりをデザインしていかないと、つくっていかないと魅力的なものというのはできないのですよ。それをやったら、全部恐らく、大体ガイドラインというのは、いろいろな行政がつくっていますけれども、ほとんど同じですよ。明度どのくらいで、彩度どのくらいと。日本のどこへ行っても同じ景観になりますよね。その辺をやはり、景観ガイドラインの捉え方を踏まえつつ、行政は行政の視点で、より魅力的にするためにはこういう手法もあるということ。

1つは、こういう懸賞事業の場合は、枠から少しはみ出たぐらいでないと、僕は逆に評価しないのです。枠の中では当たり前過ぎるじゃないかということで。だから、逆に枠を飛び越えて、より魅力的に、革新的に景観を捉えているぐらいでないと。そういう感じがします。

会長 なかなか議事録に残しにくい。

委員 前回僕は、こういう懸賞事業の場合は、ここにも景観に対する意識の高揚というのがありますが、できるだけ住民、区民の方に参加していただくのが基本なのですが、もう1つ、それだけではなくて、行政サイドでも、何かそういうパトロールみたいな、景観パトロール隊みたいなものがあるって、行政も行政の視点でピックアップすることもあるといいのかなという気がします。どうしても子供参加とか住民参加となってしまうと、景観自体の質が、あるレベルまではいくのだけれども、もうちょっとレベルアップするには、その辺は違う審査の視点で見ないと、なかなか。こういうものは、要

するに、よりよい景観を台東区はつくっていきましょう、住民参加の部分があるのだけでも、もう1つ、やはり行政もそこにかかわりながら。前回、生活、住民の視点でということ僕を僕はたしか言ったのですけれども、もう1つ、それだけではなくて、行政の視点でパトロール隊みたいなものをつくる。それはあっていいのかなという気がします。

会長 同じ色でも、オレンジとか黄色にいくのではなくて、黒みたいに消していくのもそんなに悪くはないと思います。色にもよりますよね。

委員 この黒というのは、ペンキの黒というイメージではなくて、素材の黒ということを目指してきつと、例えば炭とか焼き杉とか、そういうものを目指していると思うので、素地を目指していくということに関しては非常にいいことではないかなと。

会長 どうですか。今年度、審査員だと思いますが。

副会長 委員がおっしゃったように、調和しているというのが大事だから、それはイコール、ある基準に入っているというのとはまた、それとは完全にイコールではないなどは私も思いまして、谷中らしい寺町の景観と調和している、例えば HAGISO さんなんていうのはそのとおりなのかなと思いますので、そこはやはり、調和しているかどうかという視点が第一かなと思いました。

会長 そうですね。街並みと写真を写さないで。単体で見てもだめですね。

委員 それと、応募するとき、応募用紙に、どうしてこのようにしたかみたいな、設計者なりクライアントの意思を書くものはあるのですか。

事務局 基本的にはコンセプトといいますか、応募するので、やはり自分としてはこのように設計というか、考えていますみたいなことをアピールというのですか、というのはいろいろ書いていただいて、それを皆さんにお示しするということはございます。

委員 色についても形態についても、理屈というか、みんなが納得することがあれば、先ほどの黒杉をイメージしてこのようにしましたとか、もしくは古民家でいろいろな色がばらばらにあったので全部統一する意味でとか、何かそういう意味があれば、先ほどの色の範囲を超えとかということも納得できると思うのです。だから、どうしてこのようにしたのかということを書いてもらって、それを吟味しながらというのは、現地調査と並んであるのかなと思いました。

会長 実は、これに載っている以外は、ぴょんと飛び出したワンルームマンションみたいなものとか、デザイン的には頑張っているけどボリューム的に周辺になじんでいないみたいなものが結構出てくるのですよ。それはやっぱりなかなか難しいなと思う。ボリュームそのもので、かわいそうだけど、ちょっと周辺に合っていないなという議論がありました。毎年出てくるかもしれませんが、そういう傾向があります。

よろしいでしょうか。 はい。

(3)「(仮称)台東区屋外広告物景観ガイドライン」の策定について

会長 それでは、(3)「(仮称)台東区屋外広告物景観ガイドライン」の策定について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料は3-1、3-2、3-3までホチキスどめになっておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

まず、資料3-1「(仮称)台東区屋外広告物景観ガイドライン」の策定について」で御説明いたします。

左上の項番1の「背景と目的」からです。

台東区は、景観行政団体となって、区内の良好な景観形成を誘導してきたというところがありますが、屋外広告物については、今のところ、景観計画の中でも一律の方針が文書で示されているのみでございまして、より積極的な景観誘導が求められていると考えております。

そこで、28年度、今年度に屋外広告物の実態調査を実施して、屋外広告物の表示・掲出に関する基本的な方向性を示すガイドラインを策定することといたしました。これによって、地域特性に応じた、より実効性の高い屋外広告物の規模・意匠等の誘導を図るとしたものでございます。

項番2の「調査範囲区分」をごらんいただきたいと思います。地域の特性に応じた景観誘導のために、区内全域を一般地区、重点地区に区分して実態調査を実施しております。その右の色、青と赤と緑で囲んだ点線の四角の部分をごらんいただきたいと思いますのですが、青が一般地区ということで、区内全域が台東区の景観計画の計画区域となっております。

その中で、赤い点線で囲われている重点地区は、台東区の景観計画で位置づけております景観形成特別地区、景観形成育成地区、景観基本軸。それから、上野駅、東武浅草駅周辺の景観形成特別地区も含めてございますが、駅周辺。今申し上げたところが重点地区でございまして、地図で赤い点線で囲ってあるところです。

さらに緑の部分が、台東区景観形成資源の周辺ということで、景観計画、景観条例に基づいて指定された景観形成資源の周辺を調査範囲としてございます。

右上の項番3の「作業状況・イメージ」をごらんください。今年度は、先ほど申し上げましたように、屋外広告物の実態調査ということで、ステップ1といたしまして、実態調査によって、調査範囲区分ごとの屋外広告物の色彩・表示等の実態の把握・整理。それから、実態調査に基づいてガイドラインの策定方針を検討いたしました。検討方針(案)に

については、この後御説明いたします。

ステップ2としまして、来年度、「(仮称)台東区屋外広告物景観ガイドライン」ということで策定していきたいと考えております。

この後説明いたします策定方針に基づきまして屋外広告物の景観ガイドラインを定めて、地域特性に応じた景観形成を誘導、台東区景観条例に基づく事前協議システムを活用した、実効性の高い屋外広告物の規模・意匠等の誘導を図ってまいりたいと考えております。

スケジュールでございますが、項番4です。ガイドラインの調査・検討をいたしまして、方向性(方針)まで今年度。来年度の作業としましては、ガイドラインの素案を作成いたしまして、議会報告の後、景観審議会に素案をお示しして、パブコメをとった上で最終案の作成に向けていきたいと考えてございます。

資料を1枚おめくりいただきまして、資料3-2をごらんください。実態調査の概要を御報告いたします。

先ほど申し上げた重点地区の地区区分に基づきまして、屋外広告物の表示に関する実態把握を行っております。また、駅については、地区の玄関口、にぎわい形成の拠点であることから、交通結節点としての重要度が高い上野駅、浅草駅の周辺にも眺望点を設置いたしまして、そこから視認できる屋外広告物の実態を整理してございます。

また、景観資源周辺の屋外広告物や短期的に景観を改善できる可能性がある要素(自動販売機等)についても実態を把握いたしました。

重点地区については、その下の表に示しているとおりでございます。その中から主なものをその後のページで示しております。2ページをごらんください。

重点地区の実態ということで、2-1は隅田川でございます。景観上の特性が、記載のとおり、江戸時代から親しまれてきた川ということで、大正から昭和初期にかけて近代の土木遺産とされる橋が整備されております。また、日本で初めて臨川公園として整備された隅田公園、それから、現在、親水テラスが整備されているというような景観上の特性がございます。

課題として挙げられたところが、吾妻橋周辺、言問橋周辺では屋外広告物が多くなってございまして、表示面積の大きなもの、また、原色を基調色としているものが見られるといったことが課題です。また、色彩は無彩色が多く、次いで赤、黄色を基調としたものが多くなっている。また、表示面積が10㎡を超えるものが比較的多くなっている等々、課題が挙がっているところです。

こういった形で、以降、3ページに中央通り沿道地区、4ページで上野恩賜公園周辺、また上野駅周辺の調査結果から得られた課題、また、5ページで浅草寺周辺地区、6ペー

ジで浅草駅周辺地区について示しているところでございます。それぞれ屋外広告物の課題を、その地区の調査に基づいて記載しております。

7ページでございます。景観資源周辺の実態ということで、ごらんいただきたいと思えます。こちらでは、市田家、花重店舗、神谷バー、伊勢屋店舗兼主屋／中江店舗、こういったところの周辺の屋外広告物の実態の調査をした結果を示しております。

続きまして、1枚おめくりいただいて、資料3-3「(仮称)台東区屋外広告物景観ガイドライン」の策定方針(案)」について御説明いたします。

今年度実施いたしました屋外広告物の特性・課題を踏まえまして、次の方針によってガイドラインを策定いたしたいと考えております。

ガイドライン策定の目的につきましては、先ほどから申し上げているように、逸脱した広告物が調査の結果見られている、また、文化財等の周辺でその資源の価値を損ねかねないような屋外広告物の表示・掲出が出現する可能性が生じているといった現状がございます。また、屋内から表示する広告物、映像技術の進展に伴うビジョン、デジタルサイネージといった設置も増加しており、これらに対するの景観への配慮が求められているという現状がございます。

また、東京オリンピック・パラリンピックを控えまして、文化財等の資源もふえていること、観光施策の展開などを踏まえ、早期に屋外広告物の積極的な景観誘導が求められております。

このため、台東区景観条例、また景観計画との整合を図って、屋外広告物の配慮事項等を明記したガイドラインを策定して、誘導を図ることを目的といたします。

ガイドライン策定等の具体的な方針でございます。

まず1つ目が、屋外広告物の表示・掲出に関する配慮事項を明文化したいと考えています。これまでの屋外広告物の表示・掲出に関する注意事項、また、台東区景観計画に基づく景観形成の方針等を踏まえまして、配慮事項を明文化して、公表していきたいと考えております。

2つ目ですが、台東区景観計画と整合した区域区分を設定する。地域の景観特性を生かした屋外広告物の誘導を図るために、台東区景観計画と整合したガイドラインの区域区分を設定し、配慮事項等を整理いたします。景観重要建造物等の周辺では、これらの資産の価値を維持するための配慮事項を整理したいと考えてございます。

3つ目ですが、現在の事前協議システムを活用して、屋外広告物の規模・意匠等の誘導を図ってまいります。対象とする屋外広告物は、台東区内に表示・掲出される全ての屋外広告物を対象といたしまして、公共が設置する屋外広告物も参照することといたします。

屋内に表示されていても、屋外に向けて表示している広告物も含まれます。事前協議システムの活用につきましては、1つの建築物で表示面積が10㎡を超える屋外広告物は、台東区景観条例に基づく事前協議を実施して、景観誘導を進めてまいります。

項番3-3でございます。ガイドラインの主な項目です。先ほど申し上げたガイドラインの策定等の方針を踏まえまして、ガイドラインの主な項目を次のように設定いたしたいと考えております。

区分を3つにつくっておりますが、まず1つ目が、台東区全域における基本的な配慮事項。台東区全域を対象といたしまして、屋外広告物の表示・掲出に関する基本的な方向性、また、次の事項を整理いたします。次の事項とは、広告物の種類別の配慮事項、また、要素別、文字の大きさですとか色彩、映像等の配慮事項、こういったところを区内全域について配慮を求めていきたいと考えております。

区分の2つ目ですが、地区の景観特性を生かした配慮事項ということで、台東区景観計画との整合を図って、区域区分ごとの配慮事項を整理いたしたいと考えております。こちらにつきましては、景観計画の景観形成特別地区、上野恩賜公園周辺地区等のいわゆる景観形成特別地区でございます。それから、景観計画との景観基本軸、浅草通り、隅田川の水辺景観といったところの景観計画の特別地区との整合を図ってまいります。

3つ目が、景観重要建造物等の周辺での配慮事項ということで、ただいま指定に向けて作業を進めておりますが、そういった景観重要建造物の周辺における配慮事項もガイドラインの中で整理してまいります。

その下のオレンジの線で囲われているところは参考ですが、現在の屋外広告物の事前協議のフローをその囲みの中の左側で示しております。このフローのやり方につきましては、これをそのままシステムとして踏襲いたしまして、事前協議の中の基準に当たるものとしたしまして、来年度策定するガイドラインをこれに当てはめていきたいと考えております。

現在の事前協議におきましては、その右側にあります内容で、全体を同じ内容で景観指導を図っているところでございますが、先ほど申し上げたガイドラインの項目に従って、区内全域と、台東区景観計画との整合を図ったところにおいて、それぞれの地域の特性に合った形での屋外広告物の良好な景観の誘導を図っていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について御質問、御意見などがありましたら、お願いいたします。

ついでに、この文京区の例もちょっと紹介してもらえますか。

事務局 お手元の資料にお配りいたしました文京区屋外広告物景観ガイドラインですが、これはあくまで参考なのですけれども、文京区がまとめていますパンフレットのほうは絵がついていまして、比較的わかりやすかったので、文京区のほうにお願いしまして取り寄せたものでございます。

内容といたしましては、中身をめくっていただきたいのですが、広告物を設置するに当たって、どういったところに注意してほしいかというところが絵で示してございます。特に、大きなものをつくるときには、今回対象になってくるわけなのですけれども、表示の掲出の仕方であるとか、そういうことについて、今回、台東区のほうでも、内容としましては同じような形で考えていきたい。

ただ、これだとちょっとまだわかりづらい部分がありますので、できるだけ写真とか、よい事例といいますか、実際にいい形で行われている広告物等についても写真等で紹介しながら、できるだけ早めの段階で、設計とかに入る前にこういったものを示していきながら、できるだけ良好な景観を誘導していきたいと考えてございます。

これはあくまでも参考事例として、このような形にしていくとよりよくなりますよということをまとめたものなので、台東区としても同様に、これからガイドラインをまとめていきたいと思っております。

会長 ありがとうございます。

質問したいのですけれども、中央通りとかのこの赤のグラフというのは、この単位は数ですか。141とかある。

事務局 数です。

会長 このエリアの中に赤い看板が141個あったと。

事務局 はい。

会長 商業地はある程度しょうがないところもあるとは思いますが、台東区の場合、ほかの建物の高さが低いので、タワー、高層建築の上に載る広告についてはかなり厳しくしないと、浅草寺とか伝法院から見えてしまうとか。台東区ならではの特徴がやはりあると思うのです。

委員 資料3-3の策定方針のところにある事前協議手続は現行でももうやっていらっしゃるということですね。

事務局 現行でもやっています。

委員 屋外広告物法だと道路課管轄かと思うのですけれども、そのあたりはどのようにやっていらっしゃるのですか。

事務局 屋外広告物の申請そのものにつきましては、屋外広告物条例は東京都が設置し

ているもので、台東区は実際の手続を行っているのですけれども、一応連携を図りまして、10㎡を超えるものに限りませけれども、屋外広告物の申請に来た方が、もし景観の事前協議をしていない場合につきましては、景観の事前協議が終わってからでないとは広告物の申請ができないというふうな形で、それぞれの窓口で御案内をして、漏れがないようにしているという形で進んでいます。

委員 今後も10㎡を超えるものはそうするけれども、ガイドラインはどこでどのように事業者の方に示す。

事務局 一応、できるだけ窓口に行っちゃった方、広告物の業者さんというのは大体特定されていたりしていますので、基本的にはできるだけ、10㎡を超えていなくても、台東区としてはこのようなガイドラインに基づいて良好な景観を図っていききたいということで御案内をして、設計のときに、それを活用しながら進めていただくというふうに周知をしていききたいと思っています。大体、いらっしゃる事業者はほぼ確定していると思いますので、それを繰り返していくことと、ホームページ等でも周知していきながらやっていけば、少し時間はかかるかもしれないですけれども、浸透していくのではないかなと思っています。

委員 まず道路課に来たときに、道路課の人にガイドラインを渡してもらうという感じですか。

事務局 そちらのほうにも置くこともありますし、基本的には連携を図ってやっていますので、そのようなことも考えていながら、できるだけ周知啓発に努めていききたいと思っています。

委員 10㎡以下のものについても、ガイドラインでは扱うわけですね。

事務局 はい。

委員 なので、その部分について、事前協議の手続をどこでどのように示して、どのようにチェックするのかということも必要なのかなと思いました。

もう1点よろしいですか。今のお話の右手にある、「統一」による掲出方法の例ということで、A社、B社、C社が別々にあったのを一緒にやったほうがきれいだよねと。これは私も全くそのとおりだと思います。そのとおりだと思うのですけれども、広告物がきれいに見えるということは、安全性も確保されているということだと思ふのです。こういう突き出し広告物だと、実際私が前にやっていた札幌市だと落ちたのです。それで、非常に悲惨な事故になったりして。この取口が大きくなっていくと思ふのです、掲示板が大きくなるので。3つばらばらだったものから1つにすると大きくなっていくと思ふのです。そうになると、大きくなったところが出てきてしまってとか、結構デザイン的には難しいところ

でもあると思うのです。

なので、そういった工夫も伝えてあげたほうがいいと思うのです。3つ一緒にしろといったからしたのだけれども、取口のところにすごく不格好に大きなものがつくようになっていたりして、どっちがよかったのかなみたいなことになったりもすると思うので、安心・安全ということで道路課にあたりするとは思いますが、安心・安全と景観は切っても切り離せないものなんだよというところもぜひこのガイドラインでよく言っていて、もちろん安心・安全は当然の上で景観もよくしていくのですというところが伝わるようなガイドラインになったらいいなと思いました。

会長 ほかはいかがでしょうか。

副会長 資料3 - 3の中の3 - 3の「ガイドラインの主な項目」というところで、3の「景観重要建造物等の周辺での配慮事項」というのがあるので、もちろん周辺での配慮も大事ですし、加えて、ビスタというか、視線の抜けるところでの景観コントロールというの。先ほど会長のほうからも、台東区は低層の建物が多いから、すごく視線が通ると。そういう意味だと、例えば伝法院とかからかなり遠くまで見えるなんていうのがあると思うので、周辺という、もしかして、それを越えたところが景観的にも広告物の影響の可能性もあるかと思うので、周辺というので一律に狭く切ってしまうのではもしかしてとどまらないところもあるかというのがあるので、そういう視線の抜けですね、ビスタとか、そういったことも場合によっては考慮に入れる必要があるというところを考えていただければと思います。

委員 看板の話はすごく難しく、基本的には、ビジネスとも直接関係しているから、やっぱり意外と自由にね。最近だと、すごく薄っぺらなカットニングシートとか塗料でね。昔の看板は結構きれいですよ。京都あたりに行くと、素材を使って。最近の景観材料というのは、すごく軽いし、薄いし、チープだからね。それが、まちの表情として出てくることは、基本的には決して好ましい景観にはならないですよ。

ただ、一方で、余り看板が汚いから取ってしまうとなると、やっぱりその雰囲気が出づらい。前に渋谷の看板をシミュレーションで全部取ったら渋谷じゃなくなっちゃったみたいなね。看板も重要な要素なので、その辺の度合いというのがやっぱり...。日本の場合はまだ屋外広告物に対する規制というのを。僕はある種、規制は絶対必要で、意外と日本は寛容過ぎるんだよねみたいなものがある。

ドイツのデュッセルドルフに行くと、基本的には看板の大きさ、色も決めてしまっていますよ。逆にそれできれいな景観をつくって、お客さんと呼んでいる。だから、看板は確かにお客さんを呼ぶのだけれども、もっと大きな意味では、きれいな看板景観のある環

境でお客さんを呼ぶということもわからないと、決してよくなりませんよ。いまだによくなりません原因は、基本的にはそういう発想が足りない。看板を立てるとお客さんが来てくれるからみたいな感じで。これは、僕は弱肉強食と言っているのですけれども、とにかく、隣に色があると、それよりも強い色が必ず出てくるのです、弱肉強食で。これは色権乱用ですよ。色の権利の乱用ですよ。色権乱用と弱肉強食で街中が看板景観になってしまっている。

これはよほど覚悟しないと、決して、こういうガイドラインをつくったからよくなるかということ、ならないと思うよね。だから相当、ある意味では、ほかはやっていなくても、台東区はこれだけ、ある種屋外広告物の縛りがあるよというところを、逆にほかに先駆けてつくってしまったほうが早いのではないかなという気がするのだけれどもね。例えば今言った、大きさ、種類、要するに看板をどこにつけるかですよ。そういうものとか、形とか色とか。やっぱり、基本的にはこういうグラフィカルに見せても、もっと深く入らないと、なかなかそれは……。現場を見ていると、例えば業者がカットイングシート屋さんに行って、ぺらぺらぺらとめくって、これが一番きれいだから、これが目立つからということを選んでいきますから。そういう現状ですから。

逆にもうちょっと屋外広告物に対しては一步踏み込んだ一つのありようを。文京区はすごく細かくあるけれども、逆に細か過ぎて何を言いたいかさっぱりわからない部分があるのだけれども。もうちょっと、広告物なのだから。だから、昔ののれんですよ。のれんはきれいじゃないですか。台東区というのはやっぱり、のれん街みたいな、昔からの伝統的な商いをするお店がいっぱいあったりして、そういう看板に対する一つの理解もあると思うのです。新しくつくられたまちではないのだから。そういうものに対して理解を深めつつ、屋外広告物のありようをもうちょっと協力してもらいたいな。そういうことでガイドラインをつくっていかないと、つくっても右に倣えでみんな同じで、変わらないと思いますよ。

会長 やっぱり地区ごとの特徴を強調していかないといけないと思うのですけれども、よく言われるのは、外国人はやっぱりアジア的な風景を求めてアメ横に来たりするわけで。アメ横も同じでやっついたらつまらなくなってしまうかもしれないわけだから、そこなりの特徴を強調する広告のあり方があると思うのですけれども、先ほど副会長が言われたように、ほかの地域からそれが見えてしまうのはよくないですよ。その地区の中でそれらしければ、それは特徴が強調されるのでいいとは思っているけれども、住宅地から広告が見えるのは余りよくないわけですよ。

やっぱり文京区でも規制できていないのは、ガラスの中の広告が抜け道で、建物の中で

いろいろな色を使ったり光らせたりというのは規制できないのです。それは横須賀でもどこでも同じ議論になっています。

副会長 今、先生がおっしゃったのは、資料の3 - 2の で「屋内に表示されているが」という、これは結構意欲的だなと私は思ったのですけれども。

事務局 規制まではできないのですけれども、屋外広告物の扱いになっていませんので、京都なんかだと特定屋内広告物とかということで規制をかけているのを見ましたけれども、東京の場合そこまでいっていませんので、どちらかというとなげ道として、窓の内側に張ってたくさん広告を出すというのが風潮といいましょうか、流れになっているので。規制まではできないのですけれども、ただ、誘導していく中で、こういうのも景観の対象になるのですよということで一緒に見ていって、少しでも改善していくということは可能なのかなということで一応入れてございます。

委員 あと1つ、台東区も、基本的には公共的な看板があるわけじゃないですか。交通標識に代表されるような。それよりも強い看板は絶対にまずいよね。命にかかわる交通標識よりもメッセージを強く送ってしまうということは、交通標識の機能が損なわれるわけだから。

そういう視点で考えると、例えばビジネスで使う看板は、いわゆるセーフティーカラーと我々は言っているのですけれども、これは世界中に認められている色ですから、命にかかわる色は、放射能の色はこれ、安全はこれ、危険はこれということで決められているわけですよ。でも、今まちを眺めてみると、それよりも強い色が逆に出てしまっている。それは絶対にまずいわけで、そういう視点で台東区全体を見直すと、安全性に対してやはりチェックが足りないよねということになると思うよね。

だから色は、とにかくある時期からひとり歩きで、色は情報だから、情報過多なのです。看板を上げるとお客さんが来るような錯覚に陥ってしまうのだけれども、決してそういうことはなくて、あるところでは、まち全体の看板をきれいにしてお客さんを呼んでいるところもたくさんあるわけですからね。集客に役立っているところがあるわけですから。だから、単体ではなくてグロスで考えたときに、もうちょっと看板は景観の重要な要素で、お客さんを呼び込みますよみたいな啓発みたいなものは当然必要ですよ。特に浅草なんかはそういう感じがするけど。おとといも行ったのだけれども、やっぱりお客さんがいるから、前よりも看板が多くなったなという感じがあったり、そういう印象を持ちました。

会長 ガイドラインの最初にそういう文章があってもいいかもしれない。単体の広告だけではなくて、集合の界索性が商業活性とかそういうことにもつながるとか。

委員 台東区で看板のお手本は西洋美術館ですよ。西洋美術館の看板はきれいですよ。

やっぱり美術館だから、美術館にふさわしい看板でね。毎回いろいろな展覧会がかかるのだけれども、ださくないですよ、あそこは。感心するぐらい。それはちゃんと景観のことを配慮しながら、どのくらいのメッセージの強度で送るかということで。相当やっぱりあれは業者が優れているんだらうな。

よくしようと思えば何ほでもあるのだけれども、ただ、見ていると、みんな同じように。日本中そうだと思いますよ。僕も栃木の景観委員をやっているのだけれども、栃木もそう。日光が控えているから看板が問題になっているのだけれども。それなりに看板というのは、ある意味では規制をかけるのは難しいのだけれども、あるところで決断しないと、覚悟を決めないとできませんよね。

委員 屋外広告は結構いろいろなまちで厳しくやっているなというのがわかるのは、コンビニとかファストフードの看板が茶色くなっていたりとか、ああいうのを見ると、このエリアはすごい厳しく規制をかけてやっているのだなというふうにわかる瞬間なのですね。台東区の場合は、今回このガイドラインの中でどの辺まで縛りをきちっとかけていくのかなというところなのですね。その点はいかがですか。

事務局 今の屋外広告物に関する制限というのは、本当にこの文章だけなのです、景観計画の中に。区内全域押しなべてそれだけでやっていて。それでも、この文章だけでは指導できないので、3-3に掲載されているような、ある程度ビジュアルなものも見ながら指導しているところなのです。

それを、もう少し景観計画に基づいた、先ほど申し上げた重点地区などで、ある程度、まだ誘導という範囲です、これしか書いていないものを、もう少し地域に応じたきめ細かな誘導、指導というところからまず始めないと。委員がおっしゃるように、確かに、この地域はこうだということで、あそこまでいくと地区計画に近くなってくるのではないかと思うのです。制限ということについては。

個別にこの地区はもっと強くかけていくのだ、こういった資源の周りはやっていくのだということになってくると、そこに進んでいくことはこれからやっていかなければいけないことだと思うのですけれども、まずは、このわずか半ページの中に書いてあるテキストを、もう少しきめ細かな指導をする基準となるものをつくっていききたいというのが今度のガイドラインですので、まずはそういったところから入りたい。

ただ、そうはいつでも、今いろいろ御意見をいただいていますので、台東区の中で屋外広告物に関してどういう考え方を持っているのだということは、ガイドラインの中でももう少し、本日の御意見を参考にして、姿勢としては明確に記述していきたいなと考えております。

委員 全域をああいうふうにしろというわけではないですし、今回、景観特別地区、上野ですとか浅草、せめてあのあたりはもしかすると全国的なチェーン店の看板の色が変わっているということだけでも1つのアピールになるかなと思いますので、可能なら目指す部分はその辺までやるというのが1つあってもいいのかなと思います。

それともう1点は、広告のこのガイドラインとかで、きちっと申請をしてくる部分と、そうではない部分があるではないですか。袖看板にしても、置き看板にしても、基本的には区のほうに申請をして、手数料を払うというのが1つのルールとすると、決算書なんかを見ると、きちっと手数料を払っている数が、とても勘定が合わない程度しか実は申請をされていないですね。本当に、まちのちょっとした商店の置き看板なんかを自分のお店の前に、飲食店や何かが置いているのなんかは、ほぼノーチェックですよ。

ですので、袖にしても、置き看板にしても、今の状況は、正直者で区のほうにきちっと申請された方はこのガイドラインの網がかかって、さらにそこで協力的な方はガイドラインに沿ってやっていただくというような状況になっていますけれども、恐らくそうではない方のほうが圧倒的なのかなと思いますので、その辺をどこまで看板行政をきちっと把握して、届け出がない看板なんかをどんどん取り締まっていくぐらいに強烈にやっていくのか、その辺の部分もどこかしらの覚悟が必要になってくるのではないかなと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

事務局 所管が道路管理のところで、屋外広告物の都の条例に基づいた取り扱いをやっておりますので、こういったガイドラインを進めていくに当たって、委員がおっしゃるような、現在の広告物、看板をどのように規制していくのかというのは、あわせて検討してまいります。

委員 今、広告物の色とか字体とかが話題になってきたのですけれども、広告物自体のボリュームというのは制限されているのでしたっけ。例えば、文京区の、先ほどいただいたのを拝見しますと、ちょうど3枚広げたところの真ん中のページに、スカイラインを乱さないという、上の方に、屋上広告物に関連する事項ということで、広告物の高さは建物1層分程度に抑えると。建物から突出して広告物をつけているように見えるのですけれども、こういうものというのは、東京都で既に押さえられているのでしたっけ。不勉強で申しわけないのですが。

ボリュームというのが、例えばこのように1層分程度と書いてあるのですけれども、例えば4階建て分ぐらいの1層分とか、9階建て分の1層とか。2階建ての1層だったら大変なことになっちゃうなというふうに思ったりもするのですけれども。

事務局 基本的には、景観の中ではそういうのは特にないと思うのです。ここはガイド

ラインで、このようにしてくださいということではあるのですが、屋外広告物条例の中で、建物の壁面につける看板と別にして、屋上につける広告塔みたいな形ので、それぞれ総量規制というか、基準がありますので、その範囲の中では設置していいと。だから、これと条例がリンクしているかということは何とも言えないのですが、ただ、このように、これはあくまでもガイドラインなので、このような形が望ましい形として書いてあるということなので、直接リンクはしていないと思うのですが、ただ、そういう意味での広告物条例の中での制限は既にあるということです。

委員 わかりました。ありがとうございます。

会長 よろしいでしょうか。 はい。

#### (4) その他

会長 それでは、最後の(4)その他を、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 先ほど資料の確認のところでも漏れてしまいました。資料4、下のほうにありますA4の1枚ペラをごらんいただきたいと思います。

平成29年度からの景観事務の執行体制ということで、今、都市計画課で全て行っている景観事務につきまして、一部建築課のほうに所管が移行する事務がございますので、そちらの説明をいたします。

困みの下のほう、「建築課で所掌する事務」のところ。景観審査委員会の運営に関する事務ということで、先ほど開催いたしました景観審査委員会の事務、それから景観協議に関する事務ということで、景観の建物、屋外広告物も含めますが、工作物の事前協議、それから、行為の届け出・完了報告、そういった事務が建築課に移ります。

また、景観形成資源、重要建造物、重要樹木の指定、それから周知啓発に関する事務、区民や事業者への意識啓発に関する事務、これは景観まちづくり賞が該当いたします。それから、景観協定等に関する事務。

以上の事務につきまして、29年度から建築課で所掌することとなりましたので、御報告いたします。

以上でございます

会長 今の御説明について、質問、御意見などはありますか。

委員 これは決まったことなのですが、やっぱり景観を1つのところでやることのほうが……。端的に、どういう経緯でこのように分かれることになったのか、あと、どういう理由で分けたのかというのを簡単に御説明いただくとありがたいです。

事務局 現在、建築部門とで指導を2カ所でやっている現状がございます。事前協議

のワンストップ化というところと、それから緑化推進の指導ということで、建物の建築に際して住宅課のほうで緑化の指導をやってございますが、そちらの緑化の観点と景観上の緑化の指導というのが、多少内容が食い違ってくるような部分がこれまであったようなところもありますので、そういったところの考え方、指導の窓口を一本化することで、事業者にとっての煩わしいところを排除したいと考えているところがあります。

それから、どうしても、今、景観の事前指導に来るタイミングがおくれがちな傾向が多い状況がございます。というのは、既にできてしまって、指導で修正する余地がないというところもありますので、ほかの事前協議と合わせることで早期に対象を把握して、適切な景観誘導が図れるというところをメリットとして考えております。

ただ、委員がおっしゃるように、そういったところが二手に分かれるというのは、それはそれでまたデメリットもございますので、まずは一部事務を建築課のほうに移すところから始めて、2つになっているところの不具合については、今後、解消に向けて検討していきたいと考えております。

委員 ありがとうございます。おっしゃるように、いいこともあれば悪いこともあると思いますので、ぜひ連携を密にして。先ほどの屋外広告物は道路課が入ってくるとか、いろいろとあると思うので、景観はそういったのを束ねるのが仕事みたいなのところもあると思いますので、ぜひ、おっしゃっていただいたように、連携を密にしてやっていただければいいのかなと思いました。

会長 ほかによろしいでしょうか。

委員 先ほど、ちょっと景観と異なるので発言を控えていたのですがけれども、委員のお話もございましたので。例えば改修工事の景観まちづくり賞だとか、そのほかの看板についても、まず構造的なとか、つまり耐震とか耐風圧ですね、それに対する安全を確認するという項目をどこかに入れていただきたいと思うのです。

というのは、例えばの話ですが、熊本の地震のときに、某大学の学生さんたちが死んだアパートがありますね。あれをちょっと調べてみますと、改修工事を行ったのは4年前なのですが、新築工事が45年前なのです。つまり、全く耐震性がなくて、新しい建物を見ると、安全だぐらいのことを、人間というのは思うと思うのです。

ですから、建築部門で例えば改修のまちづくり賞になったけれども、そこで、申しわけない話ですが、死人が出たとか、そういうことだと笑い物になってしまうので、ぜひともその文章をどこかに、安全確認ということを入れていただきたいなと思いました。

会長 どこに入れるか。

事務局 この景観まちづくり賞の応募していただいたものについては、当然、法令上の

遵守、既存不適格とか、そういったところについては確認してございます。ただ、委員がおっしゃるように、耐震性というところまではなかなか踏み込めないところもありますけれども、ただ、リノベーションしても、それまでの築年数とかそういったところを、確認できる範囲では確認していきたいと考えております。

会長 そこのなか、どこかに一文入れるということで。

以上で大体よろしいでしょうか。

それでは、きょう予定している議事はこれで大体終了ということになります。では、事務局に戻します。

## 7 閉 会

事務局 どうもありがとうございました。

本日いただいたさまざまな御意見を踏まえまして、今後も景観まちづくり事業を推進してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次回の景観審議会の開催については、まだ決定しておりません。日程等が決まりましたら、調整の上、御連絡申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして平成28年度第1回台東区景観審議会を終了いたします。本日は、お忙しい中、どうもありがとうございました。

午後4時19分 閉会